

「再訴訟 知事の権限縛らず」



沖縄議員団らの訪米支援

猿田佐世弁護士

沖縄県名護市辺野古への米軍新基地建設をめぐる訴訟で、国と沖縄県が和解してから一ヶ月が経過した。工事は中断し協議が始まったが、両者は歩み寄る気配がない。再度訴訟となつた場合、「判決確定後は誠実に対応する」などとした和解条項の解釈が割れている。地元議員団などの訪米を支援した経験のあるシンクタンク「新外交イニシアティブ」事務局長で、弁護士の猿田佐世さんに見解を聞いた。

（金杉貴雄、生島章弘）

—国は工事を中断し知事の承認取り消しに是正指示を出すなど法的手続きをやり直し、その間は国と県が協議を続けることになった。評価は。

「工事が止まることは、とても大きなこと。だからこそ、県定が盛り込まれた。この解釈は。

—和解条項に、再び訴訟となり判决が確定した場合「国と県は判决に従う」「その後も互いに協力し誠実に対応する」との規定が盛り込まれた。この解釈は。

「政権内には、国が勝訴すれば新基地建設全体に県が協力することを約束したとの解釈があるようだ。だが、和解の対象は昨年十月に知事が行つた承認取り消しについてだけだ。将来別の理由で知事が承認を取り消すことを想定して、それを防ぐための措置として、今後必要となる工事の設計変更に知事が承認権を行使したりすることを何ら拘束するものではない」

—翁長雄志知事は「あらゆる手段で新基地建設を阻止する」としてきたが。

「それは間違いなく変わらないだろう」

—日米首脳会談で、オバマ大統領が和解に「懸念」を表明した。

「官僚機構は現在の合意を進めたいので、あえて大統領に言及させたのだろう。だが、米政府内でも「辺野古が唯一の解決策」と思っている人は実際は少ない。現実には国が強硬に進めようとしても地元の反対で二年間基地をつくれていないし、今回も工事を止めざるを得なかつた。国と県の協議は、辺野古ではない解決案を日本全体で検討する機会にすべきだ」

国と県協議

辺野古以外の解決検討の機会に